

## IPOニーズに対応する高品質で安定的な監査体制を目指す

### 監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書の概要

金融庁 企画市場局企業開示課 課長補佐 國島 佳恵

近年、IPOを目指す企業は増加傾向にある一方、監査事務所との需給のミスマッチなどにより必要な監査を受けられなくなっているとの問題が指摘されている。これを踏まえ、昨年金融庁に設置された「IPOに係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」は、質の高い監査を安定的に提供するための検討を行い、今年3月に報告書を公表した。本稿では、その報告書の要点を解説する。

#### 品質を確保しつつ監査の安定供給を目指す

イノベーションを促進し、経済の改革を進めていくには、数多くの新規・成長企業が力強く発展・飛躍を遂げていくことが不可欠である。そのためには企業の成長プロセスに応じて必要な資金が適切に供給されるような環境整備が重要になる。

新規・成長企業において、ベンチャーキャピタルなどからの初期投資の出口戦略として、M&Aを含めたさまざまな手法が活用されているが、日本では株式新規上場(IPO)を目指す企業が米国などに比べて多い傾向にある。IPOに当たっては、取引所による上場審査の前提として、証券会社の引受審査のほか、監査事務所による会計監査が求められている。会計監査は、このような企業における財務状況の的確な把握と適正な開示を確保する極めて重要なインフラである。

近年、IPOを目指す企業は増加傾向にある一方で、こうした企業が監査事務所との需給のミスマッチなどにより、必要な監査を受けられなくなっているとの問題が指摘されている。新規・成長企業の飛躍を阻害する要因になりかねないため、企業が成長プロセスに応じた適切な監査を受けられる環境を整備することは喫緊の課題である。他方で、監査品質の確保は監査にまつわるすべての議論の根幹であり、監査事務所において必要な人員や監査時間を確保できないにもかかわらず、監査を引き受けることで品質を低下させ、監査そのものの信頼性を損ねることがあってはならず、前記課題への対応と監査品質の確保を両立させていくことが求められている。

こうした問題意識から、IPOを目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供されるよう、ベンチャー企業、監査法人、証券会社、日本ベンチャーキャピタル協会、日本公認会計士協会、日本証券業協会、東京証券取引所などの関係者間で課題認識や対応策を共有するために、金融庁は、「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の

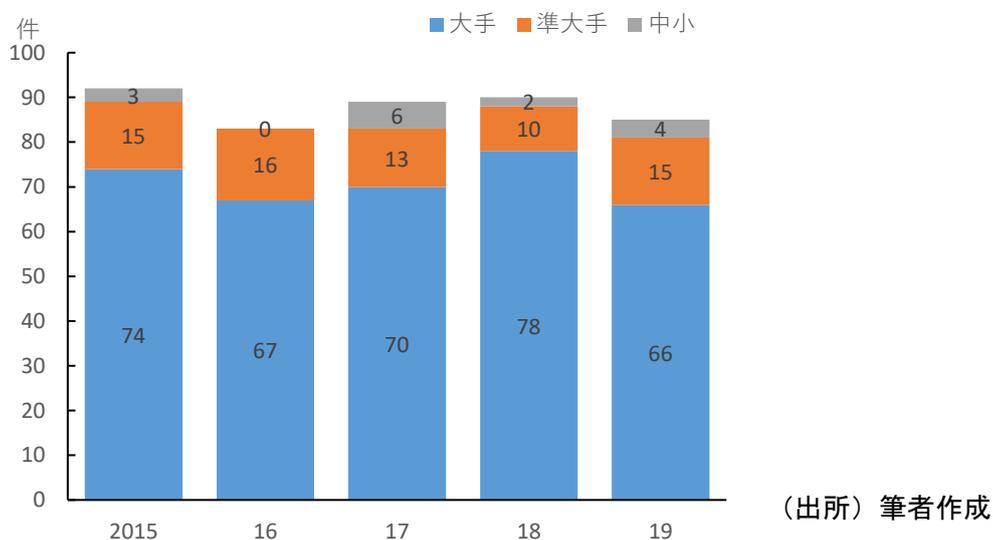
選任等に関する連絡協議会」(本連絡協議会)を設置した。本連絡協議会は 2019 年 12 月から3回にわたり議論を行い、その検討結果を報告書として取りまとめた。

### IPOでの監査事務所の選任は大手・準大手に集中

国内のIPO件数は 00 年に 200 件を突破し、その後、年間 120～190 件で推移していた。リーマンショックの影響で 08 年から 09 年にかけて大幅に減少、09 年に 20 件を割り込んだ後、増加に転じ、15 年に 80 件を超えて以降、年間 80～90 件で推移している。IPO企業の多くは東京に集中する一方、東京以外の地域の企業によるIPOも全体の3割程度を占めている。

IPOを目指す企業は、取引所による上場審査の要件として、直近2事業年度に係る財務諸表などについて、日本公認会計士協会の登録を受けた「上場会社監査事務所」から金融商品取引法 193 条の2に準ずる監査(準金商法監査)などを受けることが求められている。上場直前期の準金商法監査について、監査事務所の規模別のシェア(件数ベース)を見ると、上場国内会社を 100 社以上担当するなどの規模を有する大手監査法人が高く、おおむね8割超で推移している(図表)。

【図表】 IPO監査(上場直前期)の監査事務所の規模別内訳



上場直前期以前も含めた準金商法監査の新規契約件数(大手・準大手監査法人分)を見ると、15年の323件に対し、19年は401件と大幅に増加している。18年から19年にかけて大手監査法人の契約件数が2割弱減少(229件から191件へ)した一方、大手監査法人に準ずる規模の準大手監査法人の契約件数が2割強増加(170件から210件へ)し、準大手監査法人が大手監査法人を上回る結果となっている。

日本公認会計士協会が実施したアンケートによれば、中小監査事務所(上場会社監査事務所名簿に掲載されている監査事務所のうち大手・準大手監査法人を除く122 法人)の4分の1超がIPOを目指す企業の監査を受嘱する意向を示しており、その8割超が監査の受け入れ体制の整備などのアドバイザリー業務の受嘱の意向も併せて示している。同アンケートでは、IPOを目指す企業の監査を受嘱する意向を示している中小監査事務所の3分の2について、IPO関連業務に関する問い合わせを実際に受けていることも明らかになっている。その中で、問い合わせから受嘱に至っていない理由として、既存監査業務のスケジュールとの重複や人材確保・報酬面の課題のほか、引受証券会社が大手監査法人を推す傾向があり、IPOを目指す企業の監査の経験がない監査法人や中小監査事務所を敬遠しているなど、証券会社側の要因を指摘している例が見られる。

また、日本におけるIPOに係る監査事務所の選任などに関する課題として、例えば次の指摘がなされている。

- ・監査法人による監査契約のハードルが上がっている。要因として、15 年ごろに問題となったIPO企業の経営者による不適切取引や大企業の会計不正事案などを受けた監査手続きの厳格化により監査工数が増加していること、働き方改革や公認会計士のスタートアップ企業への転籍などにより監査に必要な人員や監査時間の確保が難しくなっていることなどが考えられる。
- ・IPOを目指す企業における内部管理体制の整備のタイミングについて、IPOを目指す企業と監査法人との間に認識のズレがある
- ・上場はしたものの、その後の成長が見られなくなっている企業があり、こうした企業が退出するメカニズムが確保されない限り、今後IPOを目指す企業に監査リソースが適切に配分されない懸念がある。

### 各関係者に期待される質の高い監査の環境整備

IPOを目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供される環境を整備するため、本連絡協議会の報告書では、関係者に対し、現状と課題についての認識を共有した上で、次に掲げる取り組みを行うことを期待するとした。

#### (1) 大手監査法人

新規・成長企業への適切なリスクマネー供給の前提となる会計監査において、現状、IPO監査(上場直前期の準金商法監査)の約8割を占める大手監査法人には引き続き重要な機能の発揮が求められるとともに、公認会計士の人材育成の重要な一翼を担うことも期待される。今後、組織体制・人員配置の在り方の見直し、IPOを目指す企業向けの相談窓口の設置・明確化、IPOを目指す企業の監査について蓄積した専門的知見やノウハウについて、IPOを目指す企業の監査の担い手の裾野を広げるための施策等を行う。

## (2) 準大手監査法人

近年、IPOを目指す企業の監査について、大手監査法人が受嘱せずに準大手監査法人が受嘱する件数が増加傾向にある。準大手監査法人では、限られた人員を最大限活用するべく、組織体制・人員配置の見直しを進めている動きもある。今後、質の高いIPO監査を継続的に提供できるよう、組織体制・人員配置の見直し、他の監査法人や独立開業の公認会計士との連携・役割分担を行う。

## (3) 中小監査事務所

上場会社監査事務所名簿に掲載されている中小監査事務所については、日本公認会計士協会の品質管理レビューを通じて品質管理体制の確認がなされており、今後、IPOを目指す企業の監査の担い手となることが期待される。その規模や成長ステージに応じ、中小監査事務所も質の高い監査を提供できる担い手として相応の役割を果たしていくことが可能と考えられる。

また、IPOを目指す企業の監査の担い手となる新たな監査事務所の創設などにより、独立開業の公認会計士などの専門的知見やノウハウが発揮される機会が増えていくことも期待される。

## (4) 日本公認会計士協会

公認会計士には、高い専門性を有する職業専門家として、財務書類の監査について独占的な地位が与えられており、日本公認会計士協会は、こうした公認会計士の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講じる役割を担っている。今後、IPO監査の新たな担い手となる(大手・準大手以外の)「中小監査事務所のリスト」の作成・公表、当該事務所に対する専門的知見やノウハウの共有、中小監査事務所・IPOを目指す企業・証券会社・ベンチャーキャピタルなどの関係者間での「対話の場」の設定、IPO監査の経験を積んだ後に監査法人を退職した「独立開業の公認会計士」のネットワーク構築などを行う。

## (5) 証券会社

上場会社には、必要な社内体制を整備し、企業情報を適切に開示するなど、多数の投資家の投資対象となるための責任を果たすことが求められ、IPOに当たっては、企業が将来にわたって投資家の期待に応えられるか否かなどの観点から、引受証券会社による公開指導および引受審査が行われる。

今後、公開指導・引受審査において、企業が選任した監査人と適切に連携し、「中小監査事務所のリスト」を踏まえた主体的な取り組み(「対話の場」への参加、IPO監査の新たな担い手となる中小監査事務所の紹介など)を行い、引受証券会社が蓄積した専門的知見やノウハウを監査事務所とも共有する。

## (6) ベンチャーキャピタル

新規・成長企業に対する資金供給の主要な担い手であり、日本においても、近年、その役割は増大してきている。筆頭出資者であるリード・ベンチャーキャピタルは、通

常、新規・成長企業の成長ステージに応じた増資戦略や上場支援などの資金調達・資本政策に関するものを中心に各種のハンズオン支援を行うことから、こうした企業の成長をサポートする知見や監査法人、証券会社その他の関係者とのネットワークを有している場合も多いと考えられる。

今後、「対話の場」への積極的な参加を通じて、ハンズオン支援を充実させ、IPO関連のハンズオン支援のノウハウをベンチャーキャピタル間で共有する。

#### (7)取引所

取引所には、その運営する市場において、上場会社や新規・成長企業の持続的な成長と企業価値向上の動機付けがなされ、内外の投資家にとって魅力溢れるものとなるよう、上場審査その他の機能発揮が求められる。

#### IPOを目指す企業に期待すること

IPOを目指す企業は、今後、多数の投資家の投資対象となる上場企業として、必要な内部管理体制の構築や企業情報の適切な開示などを通じ、投資家から集めた資金をどのように活用して事業を行っているかについての説明責任を将来にわたって継続的に果たしていくこととなる。こうした責務を負うことへの認識を深めていくことが重要である。

同様に、上場準備期間の監査や証券会社の引受審査は、単なる数字や形式のチェックではなく、経営者の資質や企業文化も含めた経営の健全性、事業内容などを独立第三者の立場で検証し、将来にわたって投資家の期待に応えられる企業になるための土台を固める重要なプロセスであるとの理解の共有が重要である。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図られるよう、監査法人や証券会社との対話を深め、上場準備その他の必要な対応を図っていくことが求められる。監査事務所や証券会社においても、新規・成長企業がそのモメンタムを失うことなく、能力に見合うスピードで成長を遂げられるよう、持ち得る専門的知見を発揮していくことが望まれる。

これらを前提に、IPOを目指す企業が具体的にどのタイミングでどのように対応すべきかについて、基本的な理解を共有できる仕組みの構築が求められる。

\* \* \*

新規・成長企業が成長プロセスに応じた適切な監査を受けられるための環境整備に当たっては、関係者が監査の必要性についての理解を共有した上で、課題解決を図っていく必要がある。特にIPOを目指す企業に係る監査事務所の選定などのプロセスには、複数の関係者が関与していることから、こうした関係者間で情報の非対称性の解消を図ることは重要な課題である。

新規・成長企業の中には、技術やアイデアを事業化・収益化する最高財務責任者に値する人材が不足していることが多いとの指摘がある。

この点に関して、一定の経験を積んだ公認会計士が企業内で活躍する場面が近年増えてきている。新規・成長企業は、その成長ステージに応じて、必要な内部管理体制を適切に構築していくことが重要であり、経営者には専門的知見を有する公認会計士を積極的に活用していくことが望まれる。報告書を踏まえ、引き続き、日本公認会計士協会をはじめとする関係者と連携して取り組みをフォローアップしていく。

**國島 佳恵(くにしま かえ)**

08年金融庁入庁。総合政策局総務課国際室課長補佐(国際証券)などを経て、19年7月から現職。